

# 「令和7年度京都市精神保健福祉相談員養成研修に係る業務」 における公募型プロポーザル実施要領

京都市では、精神保健福祉分野に係る相談対応をする職として精神保健福祉相談員（以下「相談員」という。）を配置し、地域で生活する精神障害者への支援の充実を図っています。

相談員とは、保健師のうち、単位取得型の精神保健福祉相談員養成研修（以下「当研修」という。）を修了した者であり、令和7年度も、年間を通じて当研修を開催することで、相談員を養成し、ひいては、保健師全体の総合的対応力を向上することで、精神保健福祉のさらなる向上に資するものとしてまいります。

研修を効果的に開催するためには、講師との調整、会場確保、資料準備等の綿密な作業が必要となることから、当研修の一部業務を、研修会や講習会等の運営に係るノウハウを有する民間事業者へ委託します。

事業者の選定は公募型プロポーザル方式によるものとし、手続については、下記のとおりとします。

## 記

### 1 業務内容の概要

- (1) 名称 令和7年度京都市精神保健福祉相談員養成研修
- (2) 内容 **別紙1-1**「令和7年度京都市精神保健福祉相談員養成研修に係る業務」  
委託仕様書参照
- (3) 委託期間 令和7年契約締結日から令和8年3月31日  
※ 契約締結日は、令和7年5月上旬を予定している。

### 2 予定委託金額の上限

委託金額2,000,000円を上限とします。（消費税及び地方消費税を含む）

- ※ 上記金額には、**別紙1-1**に規定する業務すべてに係る経費を含みます。
- ※ 研修開催時に使用するパソコンは、京都市が確保します。

### 3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 京都市競争入札等取扱要綱第5条の規定に基づく競争入札有資格参加者名簿に登録されている者であり、公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っていないこと。
- (3) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマークを取得して2年以上経過し、現在も継続して保有していること。
- (4) 過去5年間（令和2年度～令和6年度）に、当該業務と同種又は類似業務への実績を有すること。

#### 4 参加手続等

参加を希望する場合、次のとおり、参加表明書 **様式1** を提出してください。

(1) 提出期限

令和7年3月12日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

「12 問合せ先及び提出先」参照

(3) 提出方法

持参又は郵送（期限内必着の書留郵便に限る。）

(4) 必要書類

ア 参加表明書 **様式1**

イ 会社概要が分かる書類（パンフレット類）

ウ プライバシーマークを取得し、2年以上経過していることが分かる書類（許諾証の写し等）

エ 過去5年間（令和2年度～令和6年度）における同種又は類似業務の受注実績 **様式2**

(5) 参加表明書等の無効

参加表明書等が次に掲げる事項に該当するときは、参加の対象外とし、電子メール及び書面により、その旨を通知します。

ア 「3 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

#### 5 プロポーザル参加に関する質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「12 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに、件名を「プロポーザルに関する質問」としたうえで、電子メールで提出してください。口頭での質問は一切受けつけません。

なお、質問の提出は、「4 参加手続等」に記載する必要書類を提出した者のうち、参加資格がある者（以下「参加者」という。）に限ります。

(1) 提出期限

令和7年3月14日（金）午後5時まで（必着）

(2) 回答方法

すべての質問事項を取りまとめたうえで、令和7年3月18日（火）までに、参加者全員に電子メールで回答します。

#### 6 企画提案書の提出

**別紙2**「令和7年度京都市精神保健福祉相談員養成研修に係る業務」に係るプロポーザル企画提案書等作成要領に基づき作成し、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限

令和7年3月21日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

「12 問合せ先及び提出先」参照

(3) 提出資料

ア 企画提案書（6部）

イ 見積書及び経費内訳書（1部）

(4) 提出方法

持参又は郵送（期限内必着の書留郵便に限る。）

(5) 企画提案書等の無効

企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外とし、電子メール及び書面によりその旨を通知します。

ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

イ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合

ウ 虚偽の内容が記載されている場合

エ 企画提案書等に見積金額が記載されていない場合又は記載された見積金額が委託金額の上限を超えた場合

## 7 企画提案書等に関するヒアリング

(1) 日時

令和7年3月26日（水）午前9時～正午

(2) 実施場所

京都市こころの健康増進センター（COCO・てらす内）

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1番地の20

(3) 内容

提案者による説明20分程度、委員からの質問10分程度

(4) 注意事項

ア 応募多数の場合は、企画提案書等の提出書類のみを用いて、ヒアリング対象となる提案者の選考を行う場合があります。当該書類選考の結果、ヒアリング対象とならなかった提案者に対しては、電子メール及び書面により通知します。

イ 原則として、ヒアリングに参加しなかった者又は指定の時間に10分以上遅刻した提案者は選定の対象外となります。

ウ 説明に、パソコンやプロジェクター等を使用する場合は、提案者に持参していただきます。

## 8 受託候補者の選定

(1) 選定方法

企画提案書等の提出書類及びヒアリングに基づき、「令和7年度京都市精神保健福祉相談員養成研修に係る業務受託予定者選定委員会」において審査し、最も優れた提案があった者を受託候補者に決定します。

なお、参加者が1者のみであった場合は採点結果が一定点数（432点）以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者に決定します。

(2) 評価項目

別表「令和7年度京都市精神保健福祉相談員養成研修に係る業務」提案における評価基準参照

(3) 選定結果の通知

令和7年4月10日（木）に、提案者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、京都市ホームページに公開します。

## 9 契約手続

選定された受託候補者は、提出書類に基づき、具体的な事業内容を京都市と協議するものとし、京都市と受託候補者との間で具体的な事業内容及び契約金額について合意に達した場合に限り、委託契約を行うものとします。

協議が整わなかったときは、次に高い評価を獲得した者から順に、受託候補者として契約締結の協議を行います。

## 10 留意事項

- (1) すべての提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限ります。
- (3) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、受け付けません。
- (4) 提出書類等の返却は行いません。
- (5) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。
- (6) 今回の公募は、令和7年度事業の準備行為として実施するものです。今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することがあります。この場合、京都市は、それに伴って生じる費用についての補償は一切行いません。

## 11 スケジュール

令和7年3月 3日（月）	募集開始
3月12日（水）午後5時	参加表明書提出締切
3月14日（金）午後5時	質問提出締切
3月18日（火）	質問への回答
3月21日（金）午後5時	企画提案書等提出締切
3月26日（水）午前	ヒアリング
4月10日（木）	結果通知
5月上旬（予定）	契約締結

## 12 問合せ先及び提出先

〒604-8845

京都市中京区壬生東高田町1番地の20

京都市こころの健康増進センター相談援助課（担当 川人・善波）

電話：075-314-0355（平日午前8時30分～午後5時）

FAX：075-314-0504

メール：[kokoro-center@city.kyoto.lg.jp](mailto:kokoro-center@city.kyoto.lg.jp)